

副本

令和7年(行ウ)第82号、同第109号 更正請求処分通知取消等請求事件

原告 倉持 尚、松村 幸裕子

被告 国(処分行政庁：武蔵野税務署長及び豊能税務署長)

準備書面(2)

令和8年2月24日

東京地方裁判所民事第2部Dc係 御中

被告指定代理人 安 實 涼 一
鈴木 勇 一
戸 田 行 一
岩 崎 友 一
大 足 悠 一
福 田 裕 一
齋 藤 祐 一
清 家 義 一
徳 山 健 一
川 田 芳 一
木 山 加 奈 一
毛 利 一

第1	業務との「直接」の関連性は不要であるとする原告らの主張は理由がないこと.....	3
	1 原告らの主張	3
	2 被告の反論	3
第2	原告らが主張する必要経費該当性に係る判断枠組みに基づき本件各保育料が原告らの事業所得又は雑所得の計算上必要経費に該当する旨の原告らの主張は理由がないこと	6
	1 原告らの主張	6
	2 被告の反論	6
	(1) 原告らが主張する必要経費該当性に係る判断枠組みは、業務との「直接」の関連性を不要とすることを前提としている点において誤っていること ..	6
	(2) 原告らが主張する必要経費該当性に係る判断枠組みの根拠とする大阪高裁令和2年判決は、業務との「直接」の関連性を要しないと判断したものとはいえないこと	7
	(3) 原告らが主張する事情を踏まえても、本件各保育料は必要経費には該当しないこと	8
	(4) まとめ	12
第3	保育料の一般的性質に関する原告らの主張は理由がないこと	12
	1 原告らの主張	12
	2 被告の反論	13
	(1) はじめに	13
	(2) 原告らの上記1(1)の主張に対する被告の反論	14
	(3) 原告らの上記1(2)の主張に対する被告の反論	16
第4	結語	17

被告は、本準備書面において、原告らの令和7年11月4日付け第1準備書面(以下「原告第1準備書面」という。)及び同日付け第2準備書面(以下「原告第2準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語の使用については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による。

第1 業務との「直接」の関連性は不要であるとする原告らの主張は理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、所得税法37条1項に規定する不動産所得、事業所得又は雑所得の「総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」(以下「個別対応費用」という。)については直接性を要求している一方、その年における「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(括弧内省略)の額」(以下「一般対応費用」という。)は、いわゆる間接経費を指すから、定義上、売上との直接関連性は存在せず、業務との「直接」の関連性は不要であると主張する(原告第1準備書面・2ないし4ページ)。

2 被告の反論

(1) 被告の令和7年9月2日付け準備書面(1)(以下「被告準備書面(1)」という。)(21及び22ページ)で述べたとおり、「ある支出が必要経費として控除されうるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならず、その関連性及び必要性の判断は、「関係者の主観的判断を基準としてではなく、客観的基準に即してなされなければならない」(乙12・321ページ)と解されている。そして、一般対応費用における「所得を生ずべき業務について生じた費用」とは、「その業務と直接の関連性を有し、その業務を行なうために客観的に見て必要な支出を指す」(乙1

5・282ページ)と解されていることも踏まえると、所得税法37条1項の必要経費は、個別対応費用又は一般対応費用のいずれであっても、不動産所得、事業所得又は雑所得を得るための経済活動(所得稼得活動)との直接の関連(結びつき)をもち、かつ、業務の遂行上必要な費用かどうかについて、客観的に判断する必要がある。

また、「ある所得の必要経費は、単に「必要経費」にあたるかどうかだけではなく、「その所得(例、事業所得)の必要経費」にあたるかどうかという点からも「判断される必要がある」ことから、所得税法37条1項の必要経費は、「消費との区別を厳格に行ない、かつ、特定の所得類型との結びつきを明らかにする必要がある」り、「所得を得るための特定の経済活動(所得稼得活動)との結びつきによって判断すると理解されて」いる(乙15・280ページ)(被告準備書面(1)・25ページ)。

さらに、「個人事業主は、日常生活において事業による所得の獲得活動のみならず、所得の処分としての消費行為をも行なっているのであるから、事業上の必要経費と、所得の処分たる家事費とを明確に識別する必要がある」り、「必要経費に算入されるのは、それが事業活動と直接の関連を有し、当該業務の遂行上必要なものに限られるべきであり、それ以外の費用は、家事費(同法(被告指定代理人注:所得税法)45条1項)に該当し、必要経費には算入されないというべき」である(乙28・39ページ)。

(2) 上記(1)の必要経費該当性の考え方は、原告らが原告第1準備書面で引用する長野地方裁判所平成30年9月7日判決(乙16の1。同判決は、東京高裁令和元年判決(乙16の1)で維持され、最高裁令和2年6月26日第二小法廷決定(乙16の2)において上告棄却及び不受理決定がされ確定している。)においても、正しく理解され、採用されているものである。

すなわち、長野地方裁判所平成30年9月7日判決は、必要経費の意義、範囲について、所得税法37条1項及び同法45条並びに同法施行令96条

の規定に照らせば、「個人の支出のうち、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、支出が事業に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものであり、当該業務の遂行上必要なものに限られるというべきである。そして、上記関連性及び必要性の判断は、関係者の主観的判断を基準とするのではなく、客観的に判断されるべきである」とした上で、一般対応費用における「業務について生じた費用」とは、当該事業にかかわる収入を生み出す業務に直接関連して支出された費用と解するのが相当である」と判示している(乙16の1・1650及び1651ページ)。

(3) 上記(1)及び(2)で述べた一般対応費用の必要経費該当性について、原告らは、業務との「直接」の関連性が不要であると主張する理由の一つとして、東京高裁平成24年判決が、明確に直接性を否定していることを挙げ、被告がそれに対して反論していない旨主張する(原告第1準備書面・3ページ)。

しかしながら、被告準備書面(1)(23及び24ページ)で既に述べたとおり、一般対応費用の必要経費該当性については、東京高裁平成24年判決以降においても、「事業活動との直接の関連性」により判断している裁判例が多数存在し、これらの裁判例では、必要経費として収入金額からの控除を認める要件として、事業活動又は業務との結びつきを求め、これを「直接」と表現したもの(乙17・73及び74ページ参照)と解されることからすれば、一般対応費用の必要経費該当性についても、業務との「直接」の関連性を要し、間接的・副次的な関連性では足りないとする解釈は、東京高裁平成24年判決以降の近時の裁判例において実務上確立しているというべきである。

(4) 以上のことからすれば、個人の支出のうち、事業所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、個別対応費用であるか一般対応費用であるかにかかわらず、客観的に見て、事業又は業務の遂行上必要なものであり、かつ、当該支出が事業又は業務に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものに限られるというべきである(被告準備書面(1)・24ペー

ジ)。

したがって、原告らの上記1の主張は、必要経費の意義及び所得税法37条1項の規定を正解しないものであって理由がない。

第2 原告らが主張する必要経費該当性に係る判断枠組みに基づき本件各保育料が原告らの事業所得又は雑所得の計算上必要経費に該当する旨の原告らの主張は理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、必要経費に該当するかどうかは、「直接」の関連性の有無ではなく、必要経費該当性に係る判断枠組み(①支出した費用の一般的な性質、②(1)当該業務の具体的な内容、性質等を前提として、②(2)事業者が当該費用を支出した目的、③当該支出が、当該業務に有益なものとして収入の維持又は増加をもたらす効果の有無及び程度等の諸事情)を考慮して、総合的に判断するべきである旨主張した上で(原告第1準備書面・4、18及び19ページ)、次の理由を挙げて、上記判断枠組みに基づけば、原告らが支出した本件各保育料が必要経費に該当する旨主張する(原告第1準備書面・21ないし24ページ)。

- (1) 原告倉持は、専ら弁護士業務を行う目的で原告倉持保育料を支出しており、原告倉持保育料は、原告倉持の弁護士業務の遂行を可能とするものであり、その効果及び程度は極めて有益かつ不可欠である。
- (2) 原告松村は、非営利法人に対するアドバイザー業務(会議出席、報告書作成、研修講師等)の就労時間を確保するために原告松村保育料を支出しており、原告松村保育料は、原告松村の個人事業に係る収益を生み出すための前提条件であり、保育料を支出しなければ原告松村の事業継続は不可能であって、その効果は極めて大きい。

2 被告の反論

- (1) 原告らが主張する必要経費該当性に係る判断枠組みは、業務との「直接」

の関連性を不要とすることを前提としている点において誤っていること

原告らは、必要経費該当性の判断に当たって「直接」の関連性は不要であり、原告らが主張する必要経費該当性に係る判断枠組みの各要素を検討して、総合的に判断すべきであると主張するが(原告第1準備書面・4ページ)、前記第1の2で述べたとおり、一般対応費用の必要経費該当性についても、業務との「直接」の関連性を要するから、原告らの上記1の主張は前提において誤っている。

(2) 原告らが主張する必要経費該当性に係る判断枠組みの根拠とする大阪高裁令和2年判決は、業務との「直接」の関連性を要しないと判断したものとはいえないこと

ア 上記(1)の点をおくとして、原告らが主張する必要経費該当性に係る判断枠組みは、原告らが原告第1準備書面(5、8ないし12ページ)で引用する大阪地方裁判所令和元年10月25日判決(以下「大阪地裁令和元年判決」という。)の控訴審である大阪高等裁判所令和2年5月22日判決(以下「大阪高裁令和2年判決」という。なお、同判決は、最高裁令和3年2月19日第二小法廷決定において上告棄却及び不受理決定がされ確定している。)で示された判断枠組みを参考にするものと解される。

イ しかしながら、大阪高裁令和2年判決は、一般対応費用の業務との関連性については明示的には直接性を要件としていないが、控訴審における当事者の補充主張に対する判断の中で、「家事費については一律に必要経費に算入することができないものとし、家事関連費については、業務の遂行上必要であることが明確に認定できる部分の金額に限って必要経費に算入することができるものとして、事業所得とは異なる所得により私生活を営む居住者との間で公平な課税がされるように配慮したものと解するのが相当であり、業務の遂行上間接的に必要となる費用等を広く必要経費に算入することができるものと解することはできない。」と判示していることからす

ると、必ずしも直接性を不要としているわけではないと考えられる。また、大阪高裁令和2年判決が引用する大阪地裁令和元年判決が、「本件支払額は、飽くまで試験の受験資格を得るための課程を修了するための支出であるから、その支出の効果が本件各年当時の原告の業務にもたらす有益性は副次的かつ限定的なものにとどまるといわざるを得ない。」と判示している点は、要するに、「間接的」なものや「副次的かつ限定的なもの」では足りない旨をいうものであるから、前記第1の2(3)で述べた業務との「直接」の関連性の有無の検討と同様の検討をしていると評価できる(以上につき乙29。なお、下線は被告指定代理人による。)

そうすると、大阪高裁令和2年判決は、一般対応費用の必要経費該当性について、業務との「直接」の関連性を要しないと判断したものと解されないから、原告らの主張を裏付けるものとはいえない。

ウ したがって、業務との「直接」の関連性は不要であることを前提とした一般対応費用の必要経費該当性に係る判断枠組みに関する原告らの主張は理由がない。

(3) 原告らが主張する事情を踏まえても、本件各保育料は必要経費には該当しないこと

ア 保育料は個人の消費生活上の費用に該当すること

前記第1の2(4)で述べたとおり、個人の支出のうち、事業所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、客観的に見て、事業又は業務の遂行上必要なものであり、かつ、当該支出が事業又は業務に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものに限られるというべきである。

また、「被服費や外食費、育児費で、勤労等の所得獲得活動がなければ発生せず、またそうした支出をしなければ勤労等ができない(中略)追加的支出(勤労をしない場合との差額)は、収入との間に相当因果関係をもつとい

ってよい」が、「所得獲得活動がなくても、衣食住や育児のための支出はある」ため、「これらの支出は、本質的に個人消費の性質を帯びている」ものであり、所得税法が「家事費を必要経費控除の対象から排除している」のは、「費用性がある場合にも控除を認めない趣旨である」と解されている(乙30・85ページ)。

そして、後記第3の2でも述べるとおり、保育料の性格は子ども・子育て支援法に基づいて市町村が利用者から徴収する自己負担金であるとされ、保護者が支払う保育料は、保護者が乳幼児を保育所に通わせることにより、保育所から当該乳幼児が養護及び教育を受けることに対する反対給付として、保護者が支払う対価という側面を有するものともいえるから、保育料は、親が乳幼児の保育・教育等の育児のために負担する支出、すなわち、個人の消費生活上の費用に当たるといふべきである(被告準備書面(1)・30ページ)。

イ 原告倉持保育料は必要経費に該当しないこと

(7) これを原告倉持保育料についてみると、原告倉持の弁護士業務に係る収入は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことによって発生するものである。

これに対し、原告倉持保育料は、飽くまで、保護者である原告倉持が原告倉持第一子を保育所に預け、原告倉持第一子が保育所における養護及び教育を受けることにより市町村から徴収される自己負担金又は上記養護及び教育の対価としての性質・側面を有するものであり、原告倉持が原告倉持第一子の育児のために負担する支出である。

これらのことからすると、被告準備書面(1)(28ページ)で述べたように、原告倉持保育料は、客観的に見て、弁護士業務に係る収入を生み出

す事業活動と直接の関連性を有するものであるとは認められず、原告倉持の事業の遂行上必要なものであるとも認められない。

- (イ) なお、原告倉持は、原告倉持の妻が第二子の育児休業期間中であることにつき、育児休業は「第二子の育児のために取得」していることから、原告倉持第一子の育児を行うことは「物理的に困難である上に母体への過重な負担となり、新生児の育児及び母体の回復に支障が生じる」とした上で、原告倉持第一子につき保育所の継続利用が認められる趣旨は、「出産に伴いすでに保育を利用している子どもを家庭で保育することが困難となることから、新生児の育児と母体の回復に専念できるようにするという趣旨に基づく」ものであり、原告倉持の弁護士業務を遂行するために原告倉持第一子を保育所に預ける必要があることに変わりないとも主張する(原告第1準備書面・22及び23ページ)。

確かに、保護者が第二子のために育児休業を取得した際に、第一子については保育所の継続利用につき、保育の必要性が認められることがあるが、そもそも、これは「就労」(子ども・子育て支援法施行規則1条の5第1号)ではなく、「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」(同9号)により家庭において必要な保育を受けることが困難(子ども・子育て支援法19条2号及び3号)であるとして、保育の必要性が認定されるものである(乙5・1枚目)。そして、「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」により保育の必要性を認定されることについては、既に保育所を利用している第一子が、同じ保育所に通うことで保育士による保育を受ける利益や、ほかの子どもと関わって育っていくという利益を消滅させることなく、第一子のそれまでの生活環境を維持し、生活環境が大きく変わることを防ぐという趣旨があるものと解される。

しかし、第二子の育児休業期間中に、第一子の保育の必要性が認定さ

れたからといって、必ず保育所を継続して利用できることにはならない。この点については、保育所の数、保育士の数等といった市町村の実情によって、保護者が育児休業を取得しても保育所を必ず継続利用できるわけではなく、待機児童の存在や、待機児童の抑制及び解消を優先させる、あるいは家庭での保育が可能であるなどの理由で、第二子以降の育児休業中、第一子は退園（いわゆる育休退園）を行う市町村があることから明らかである（乙31の1・82ページ、乙31の2）。

したがって、第一子に係る保育所の継続利用は、子どもの保育の必要性の観点と居住する市町村の実情を踏まえて認められているものであって、少なくとも保護者の就労のためという理由のみにより認められているものではないから、上記の原告倉持の主張によっても、原告倉持保育料が、客観的に見て、所得税法上、原告倉持の事業活動と直接の関連性を有するものとは認められず、当該事業の遂行上必要なものであるとも認められない。

ウ 原告松村保育料は必要経費に該当しないこと

(ア) 次に、原告松村保育料についてみると、原告松村の雑所得を生ずべき業務に係る収入は、講演や原稿作成等という経済活動を行うことにより発生するものである。

これに対し、原告松村保育料は、飽くまで、保護者である原告松村が原告松村第一子を保育所に預け、原告松村第一子が、保育所における養護及び教育を受けることにより市町村から徴収される自己負担金又は上記養護及び教育の対価としての性質・側面を有するものであり、原告松村が原告松村第一子の育児のために負担する支出である。

これらのことからすると、被告準備書面(1)(28及び29ページ)で述べたように、原告松村保育料は、客観的に見て、原告松村の上記経済活動と直接の関連性を有するものであるとは認められず、原告松村の業務

の遂行上必要なものであるとも認められない。

(イ) なお、原告松村は、原告松村第一子に係る支給認定証、保育所等入所承諾書又は原告松村第一子の父親である自身のパートナーの就労状況の有無などを立証する予定であると述べているが(原告第1準備書面・24及び25ページ)、上記(ア)のとおり、原告松村保育料は、保護者である原告松村が原告松村第一子を保育所に預け、原告松村第一子が、保育所における養護及び教育を受けることにより市町村から徴収される自己負担金又は上記養護及び教育の対価としての性質・側面を有するものであり、仮に、原告松村が立証予定とする事実が立証されたとしても、原告松村保育料の有する上記の性質・側面が変わることはないから、結局のところ、原告松村保育料は、原告松村が原告松村第一子の育児のために負担する支出であって、客観的に見て、上記経済活動と直接の関連性を有するものであるとは認められず、原告松村の業務の遂行上必要なものであるとも認められない。

(4) まとめ

以上で述べたとおり、本件各保育料は、原告らが原告ら第一子の育児のために負担する支出であって、客観的に見て、原告らの業務と直接関連しないことは明らかであり、原告らの業務の遂行上必要なものであるともいえず、また、本質的に個人消費の性質を帯びているものであって、いずれも原告らの家事費に該当することから、原告らの事業所得又は雑所得の計算上、必要経費に算入することはできない。

したがって、原告らの上記1の主張は理由がない。

第3 保育料の一般的性質に関する原告らの主張は理由がないこと

1 原告らの主張

(1) 原告らは、1990年代以降、保育所の性質は「子どもの養護・教育の場」

から「親の就労を支援する施設」へと明確に転換しており、大多数の親にとって保育所は「働くため」に利用する施設であって、保護者は子どもの養護・教育のために保育所に入れるのではなく、保育所は保護者が就労し所得を得るために子を預ける場として利用されているのであるから、保育所は乳幼児に対する養護・教育を目的とする施設であって、就労により保護者の勤務時間が確保されることは副次的効果にとどまるとする被告の主張は誤っている旨主張する(原告第2準備書面・13及び14ページ)。

(2) そして、原告らは、上記(1)の主張を前提とした上で、保育料は、保育所を利用した上で、「働くための時間を確保する」ことの対価である旨主張する(原告第1準備書面・20及び21ページ)。

2 被告の反論

(1) はじめに

子ども・子育て関連3法により、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設と、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置が講じられてきたこと(被告準備書面(1)・16及び17ページ)については、急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題などの子育てをめぐる現状と背景に対する政府の政策として、親の就労支援の必要性の高まりへの対応という側面があったことは否定しない。しかし、保育所の性質は、飽くまで「子の養護・教育のための施設」であり、保護者が支払う保育料は、保護者が乳幼児を保育所に預け、乳幼児が、保育、すなわち保育所における養護及び教育を受けることにより市町村から徴収される自己負担金又は上記養護及び教育の対価としての性質・側面を有するものであり、保護者が子の育児のために負担する支出である(被告準備書面(1)・26及び27ページ)から、これを所得税法上の観点からみて、同法37条1項に規定する必要経費に該当するものということとはできない。

したがって、原告らの上記1の主張は、独自の見解であって理由がない。

以下、詳述する。

(2) 原告らの上記 1 (1) の主張に対する被告の反論

ア 保育所は、児童福祉の観点から、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であるとともに、幼児教育施設でもある(被告準備書面(1)・17、18及び26ページ)。そして、原告らが指摘する平成9年以降の児童福祉法の改正等を踏まえたとしても、同法39条が規定する保育所の性質の中核は、保育制度の開始以降変更されていない(同法6条の3第7項、7条1項、24条1項、39条1項)。そのため、保育所が「子の養護・教育のための施設」から、「親の就労を支援する施設」に変わったとする原告らの上記1(1)の主張は、明らかに誤っている。

イ すなわち、原告らは、平成9年に改正された児童福祉法(平成9年法律第74号)及び平成24年の子ども・子育て関連3法の制定により、保育所の性質が「親」の就労支援施設に変更された旨主張するが(原告第2準備書面・5ないし12ページ)、平成9年の児童福祉法改正は、措置制度¹から契約の仕組みへと変更したものにすぎず、これは、保育所の性質というよりも、保育所という施設の利用にどう結びつけるか、ということを制度的に変更した改正にすぎない(児童福祉法24条)。

また、平成24年の子ども・子育て関連3法の制定は、急速な少子化や深刻な待機児童問題などの子育てをめぐる現状と課題を背景に、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、

¹ 平成9年法律第74号による改正前の児童福祉法24条は、「市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより(中略)児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない」と規定しており、市町村と保育所との間に第三者のためにする契約が存在するという理解を前提として、第三者としての利用者が諾約者としての保育所に施設の利用を求めることができると解されていた(乙32・36ページ)。

より広く保育制度を使えるようにすることを目的としたものである(乙9)。確かに、平成24年の児童福祉法の改正により、保育の必要性を判定する場合の事由における「就労」に関する要件が拡大されているが、それ以外に児童虐待を行っている場合や介護の場合の要件の拡大も行われており、平成24年の児童福祉法の改正は、親の「就労」支援のみを目的として行われたものではない(子ども・子育て支援法施行規則1条の5)。

ウ 原告らは、平成24年の改正後の児童福祉法24条1項が「保育に欠ける」の文言を削除して「保育を必要とする」すべての子どもに対する保育義務を自治体に課した」ものであり、「その背景にあるのは当然、これまでの保育需要の拡大と多様化の延長、つまり「親の就労」である」と主張する(原告第2準備書面・10ページ)。

しかしながら、第180回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、池坊保子委員(当時)が「保育が必要な児童。つまり、それは親が働いているだけではありません。例えば、同居している人間が病気になった、その介護が必要である、自分も病気になった、ですから、全てのこういうことに提供をするべきというふうに考えて」いると述べたことに対し、小宮山洋子国務大臣(当時)が、当該保育が必要な児童に関して何ら否定することなく、「保育に欠ける子から保育が必要な子全てにとすることはずっと議論が」あった中で、「児童福祉法の24条、また、子ども・子育て支援法、この二つでしっかりと市町村に責務はかけて」いる旨、併せて、「改正後の児童福祉法24条で、市町村は、保育を必要とする子供に対して、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」(乙33・4ページ)と答弁していることや、「今回の仕組みは、(中略)子供たちのためにということで御議論をしていただいてやってまいりました」、「子供たちにサービスが提供されるように、これからもまた実施までの間にいろいろ詰めをしていきたい」(同・8ページ)と答弁していることから

明らかなおり、平成24年の児童福祉法改正は、まさに子どもに必要とされる保育を適切に提供するための改正であって、「親の就労」支援のみを目的として改正されたものでないことは明らかである。

エ さらに、原告らは、「エンゼルプラン」や「待機児童ゼロ」などの政府の政策を根拠に、保育所の性質が変更されたなどと主張するが(原告第2準備書面・5、8、9及び12ページ)、これらの政策は、保育制度を拡充したものであって、保育所の性質や位置づけを変更したものではない。

オ したがって、現在においても保育所の性質は、「子の養護・教育のための施設」であるから、保育所の性質が「親の就労を支援するための施設」へと変更されたとする原告らの主張は、独自の見解にすぎない。

(3) 原告らの上記1(2)の主張に対する被告の反論

ア 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度においては、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する」とされており(乙27・150ページ)、子育てについては、保護者が最も重要で、最初に責任を負う立場であることを前提とした上で、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うこととしている(児童福祉法2条2項、こども基本法3条5号)。

このような考え方を前提にすると、保護者が「就労」を理由として、その子どもについて保育の必要性があると認定された場合であっても、保育所に子どもを預けることは、保護者が子育てについての第一義的責任を果たすためであることは明らかであって、保育所における保育の提供や施設型給付は、子どもの養育に関する社会全体としての支援と解すべきである(以上につき被告準備書面(1)・36及び37ページ)。

イ また、原告らは、保育所が「就労支援施設」である旨主張するが、現行の子ども・子育て支援制度において、保育所に子どもを預けることができ

る事由は就労のみに限られていない。すなわち、平成24年の児童福祉法改正によって、児童虐待を行っている場合や介護の場合の「同居の」親族について、長期間入院している親族を含むこととされたり、看護が追加されるなどしているとおりに、保育所は様々な事由で利用できるものであって(子ども・子育て支援法施行規則1条の5)、就労は、単に保育所を利用できる事由の一つであり、これを換言すれば就労によって保育が困難となる場合にも保育所を利用できるということにすぎない。

そして、保育所に子どもを預ける事由が就労であっても、それ以外の事由であっても、保護者が保育所に支払う保育料には、保育所における養護及び教育を受けることにより市町村から徴収される自己負担金又は上記養護及び教育の対価としての性質・側面があり、保護者が子の育児のために負担する支出であることに変わりはない。

ウ 以上からすれば、子ども・子育て支援制度の下において、保護者が保育所に子どもを預けることは、保護者が子育てについての第一義的責任を果たすためであることは明らかであって、それにより保護者の勤務時間が確保されることは副次的な効果であると解すべきであるから、保育所の第一義的な目的が就労支援機能であって、保育料は、保育所を利用した上で、「働くための時間を確保する」ことの対価である旨の原告らの主張は、独自の見解にすぎない。

第4 結語

以上のおりに、原告らの主張はいずれも理由がないから、原告らの請求はいずれも速やかに棄却されるべきである。

以 上